

TRANSPARENCY REPORT 2025

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

HLB Meisei 有限責任監査法人





目次

経営理念及び行動指針	04
監査事務所の最高責任者からのメッセージ	05
経営管理の状況等	
I 品質管理基盤	06
II 組織・ガバナンス基盤	09
III 人的基盤	10
IV IT 基盤	12
V 財務基盤	14
VI 国際対応基盤	15
VII サステナビリティ	16
事務所概要	17
監査法人のガバナンス・コードの適用状況	18



経営理念

明誠グループは、誠実かつ高度な専門技能を有する人材を育み、
チームワークにより高品質なサービスを生み出し、
公正かつ健全な国際社会の発展に寄与する事を目的とする。

行動指針

私たちは信頼を得るために、与えられた業務に誠実に向き合います。
私たちは高品質の業務を遂行するために、専門知識と技術の向上に努めます。
私たちは公正不偏の態度を貫くために、誘惑や圧力に屈しない人格の形成に努めます。
私たちはより良い成果を出すために、チームワークを大切にします。
私たちは先人の知恵に学び、自ら創意工夫、日々努力して、ベストを尽くします。



監査環境の変化

監査法人は、企業の財務情報の正確性と信頼性を確保するため重要な役割を果たしています。法定監査領域の拡大や内部統制監査など、業務範囲が拡大してきましたが、現在はさらにサステナビリティ情報の監査へと拡大しようとしています。

一方で、不正会計・不適切開示が後を絶たないことから、監査人に厳しい目が向けられています。そのため、監査法人の運営及び監査業務に対して品質の向上が求められ、不正リスクへの対応、監査の品質の向上、監査法人のガバナンスコードの導入、品質管理基準の改訂、上場監査事務所登録制度の創設と法制化などの制度改革が行われ、監査業界や監査実務は大きく変化してきました。

当法人の改革

こうした監査環境の変化の結果、多くの監査現場では、膨大で単調な作業に追われ、細かい基準に気を配って神経をすり減らし、ややもすると監査上のリスクを深く掘り下げる精神的・時間的余裕がない状況を生み出しかねないところまで来っていました。当法人もかつてはそうした状況に陥り、公認会計士の大量退職と品質の劣化を生んでしまい、金融庁より業務改善命令を受けるに至りました。指摘を受けた事項についてはすべて改善を図りましたが、この経験を経て、監査現場に負荷を掛けることが大きなリスクになると認識を持つに至りました。

私たちは、人材流出のリスクを回避しつつ品質の改善を図るための方策として、IT技術を積極的に取り入れて業務の自動化と効率化を図るとともに、監査調書様式等を含むツール開発に力を入れて監査現場に負荷をかけ過ぎないようにするとともに、充実した研修制度を整備して人材育成に力を入れてきました。品質向上のためのこうした業務改革が監査業務を魅力あるものにし、人材の定着と優秀な人材の確保、構成員への分配の増加へと結びついていると考えています。

社会的責任

一方で広く社会の変化に目を向けると、日本は少子高齢化による労働力の減少に伴い人手不足が深刻化しています。また、女性の社会進出、介護や子育て世代への配慮、ワークライフバランスの確保など労働環境に配慮した経営が求められています。世界的には地球温暖化

の問題は深刻さを増し、災害、紛争、飢餓、差別、社会格差などの社会課題への関心も高まっています。私たちは社会の一員として社会課題と無縁では存在しないだけでなく、私たち一人一人及び個々の組織の行動が社会の動向を左右することを自覚して、行動を起こす必要があると考えられます。私たちの社会的責任は、まずは品質の高い監査を行うことで資本市場の活性化を図ることにありますが、構成員のウェルビーイングに配慮した組織を作ることも大切だと思います。そして、社会課題に対しても、ボランティア活動の奨励や社会貢献団体への寄付と言った可能な範囲での貢献活動を行うべきと考え、実践しています。



統括代表社員 武田 剛

品質管理基盤



海外でも国内においても上場企業の不正会計事件が相変わらず後を絶ちません。それを発見して防止するために存在する監査法人の監査に対して厳しい目が向けられています。これまで品質管理の基準は幾度となくより厳格なものへと変更されてきましたが、2011年11月に改訂された品質管理基準では、自ら品質目標を定め、リスクを洗い出して、それぞれの監査法人が実情に合わせて品質管理体制を構築することになりました。当法人は2024年7月1日の適用基準日に向けて組織体制を変革し、規程類を整備し、様々な制度改革を行ってきました。

品質管理体制の整備

品質管理目標、リスク及び対応

監査の品質向上のために、日本公認会計士協会から出されたガイダンスに基づいて改訂品質管理基準に沿って品質管理目標を定め、120を超えるリスクを洗い出し、どのようにリスクに対応するかを検討して、組織の変更、人員配置の見直し、規程の整備、ルールの見直しと新設、ツールや様式の開発などを行いました。改訂品質管理基準の適用基準日に向けて、それらを周知し、必要に応じて研修を行い、現場の実務に浸透させてきました。そして、適用状況をモニタリングし、検出された問題を検討して、改善策を策定して周知を図るという仕組みを作っています。

品質管理体制

品質管理の最終的責任者である統括代表社員のもと、品質管理部を置いて、品質管理体制の整備及びモニタリングを実施しています。品質管理担当パートナーが品質管理部長となり、経験豊富な会計士1名と公認不正検査士1名の3名で組織されています。その3名は業務時間の大半を品質管理業務に充てており、十分な品質管理体制を組んでいます。また、品質管理は、監査従事者、IT管理者、経営管理担当者を含めた全ての役職員が、それぞれの業務の中で実践していくものであることから、週報、グループウェア、研修、OJTなどにより周知しています。

独立性の維持

監査人が独立した第三者として監査の適切性を確保するためには、精神的独立性と外観的独立性の両輪を回すことが重要です。当法人では、基準の要求事項に従った独立性チェックリストを上場会社の監査の新規受嘱時と会計年度末にもれなく提出させる体制を整えています。また、会計年度末にはインサイダー取引の防止などを目的とした誓約書も提出させています。

これらの文書の提出は、当法人の役職員のみならず、監査業務の税務分野を委託している外部の税務専門家や同じオフィスで業務を行っているグループ法人の役職員構成員に対しても義務付けています。

監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新は、品質管理基準の要求事項を満たす様式及びルールを定めて運用しています。上場会社の新規の監査契約の受嘱については、監査リスクを検討し、社員会で承認することとしています。その他の保証業務契約についてはリスク評価した上で統括代表社員が決裁することとしています。さらに、保証業務以外の契約の受嘱においては、保証業務の独立性に影響を与えるかどうかを検討した上で統括代表社員が決裁することとしています。

監査契約の受嘱にあたっては、業務の性質、対象企業の事業環境、経営者等の誠実性及び倫理観などに関する情報を検討するとともに、業務に適した能力及び経験を有する監査実施者が十分な時間を確保できることなどを事前に確認しています。監査の新規の契約については、期首残高の適正性についてレビューを実施するとともに、該当する場合には前任の監査人に対して質問及び調書の閲覧を実施し、監査リスクの評価を実施しています。

業務の実施及び審査

当法人は監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。監査チームメンバーは、当法人のマニュアル、様式、ITツールを用いることで、不適切な会計処理を見逃さない深度ある監査を実施しています。監査の過程で検出された、専門性が高く判断が伴う事項や見解が定まっていない一定の事項については、必要に応じて専門的な見解の問い合わせを行うこととしています。

社会的影響が小さいなどの一定の監査業務を除いたす

べての監査業務において、意見表明前の審査を義務付けています。審査担当者は、監査上の特別な検討が必要とするリスク項目などの重要な事項について、監査資料を閲覧し、監査責任者と討議し、重要な監査調書を閲覧する等の手続きを実施して、監査業務の審査を実施しています。

定期的検証

各監査の手続や報告書の作成に至る過程について、不正リスク対応基準が適用される会社を対象として、毎年定期的検証を実施しています。また、上記の監査の検証に加え、当法人が特に重要であると判断した項目については、不定期で検証を行うなど、更なる品質管理の整備に努めています。

品質管理システムのモニタリング

整備した品質管理体制については、品質管理部にてモニタリングを行っています。

外部機関によるレビュー等の結果

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）による検査があります。また、当法人が加盟する HLB International には、加盟する会計事務所同士がお互いの保証業務をレビューするピアレビュー制度があります。当法人に対する最近の外部機関によるレビュー等の結果は以下の通りです。

日本公認会計士協会 品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置

2023年4月に限定事項のない結論を表明する品質管理レビュー報告書を受領しています。重要な不備事項はありません。

HLB グローバルレビューの結果

(1) 時期及び結果（評価）

直近では2022年12月に実施され、結果は5段階のレーティング中、2番目のレベル2と評価されました。このため、レベル3以下の場合に必要な改善状況の検証のためのフォローアップ・レ

ビューリングを実施し、発見事項を評価し、是正措置を行い、改善状況のモニタリングを行っています。是正措置として、様式、マニュアル及びルールを変更し、研修等で周知を行っております。

2025年6月30日現在の評価の実施において、下記の不備を検出しておりますが、当該不備を除き、当法人の品質管理システムは、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しました。

監査事務所の業務運営に関する資源に関して、以下の発見事項が認められます。

当法人は監査の実務経験が3年以内の比較的経験が浅い監査実施者が多いため、監査業務において軽微な不備が認められ、また、統括代表社員が監査業務に時間を作かざるを得ないことから、法人全体の管理業務で軽微な不備が生じております。

ビューリングを受けていません。

(2) レビュー結果の活用状況

レビュー結果は、指摘事項とこれに対応する改善措置を含めて社員会で報告され、速やかに実施に移すことにより、監査の品質向上を図っています。



法人全体の品質管理業務の時間数

2025年6月期実績 2,587 時間
(一人当たり 74 時間)

2024年6月期実績 942 時間
(一人当たり 29 時間)

※一人当たりの時間は、法人の役職員の総人員数で除して求めています。



品質を重視する組織風土意識調査アンケート結果

当法人では、品質管理体制を整備し、品質を重視する組織風土の醸成に努めています。品質を重視する組織風土がどの程度構成員に浸透しているかについて、意識調査アンケートを行い、その結果を分析し、その後の諸施策に生かしていくこととしています。

2025年6月期の当該意識調査アンケート結果につきましては、①から⑨のすべてのカテゴリーにおいて平均80点以上(100点満点)の良好な結果となりました。

今回のアンケート結果にカテゴリー間で偏りが見られなかったことを踏まえ、次回の意識調査アンケート(2026年6月期予定)においては、質問項目及び回答の選択肢を見直・改良を加えることで、当法人メンバーの素直な意見を的確に把握するなど、品質を重視する組織風土のさらなる浸透に努めてまいります。



経営管理の状況等

II

組織・ガバナンス基盤



「誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出し、公正かつ健全な国際社会の発展に寄与することを目的とする」という経営理念のもと、組織及びガバナンス体制を整備しています。

組織構造としては、経営意思決定機関である社員会のもとに、統括代表社員が業務執行を統括し、各部門に職務を分掌させ、適切な指示、承認及び報告体制を整えています。監査業務の執行部門として、監査第1部と監査第2部を設置し、サポート組織として品質管理部、経営管理部、情報技術部及び戦略推進室を設置しています。また、経営監督機関として評議員会を置いています。

組織体制

社員会

監査法人は、合名会社に類似の組織であり、社員となつた公認会計士が出資を履行するとともに業務執行を行い、全社員で構成される社員会が最高意思決定機関となります。当法人は2025年6月末現在で社員数が6名のみの小規模な監査法人であるため、社員会が重要な経営意思決定を行っています。

監査部門と審査体制

監査部門における業務執行は、業務執行社員を筆頭にクライアントごとに監査チームを組織して行っています。監査チームは監査契約の締結、計画策定、監査手続の実施、意見形成、意見表明を業務執行社員の責任の下に実施します。法定監査の意見表明の前には、審査担当者が監査業務の審査を必ず受けることとなっています。審査業務は、監査の品質を確保し、監査リスクを低減することを目的として、監査リスクの高い重要な項目について十分な審査を実施することとしています。

戦略推進室

経営戦略を実行するために、戦略目標の具体化と部門横断的な協力体制を作るため、統括代表社員が直接統括する戦略推進室を置いています。戦略推進室には、

非保証業務の提供方針

当法人では、監査で培った長年の経験や知識を活かして、財務コンサルティング業務を提供することとしています。現状では総収入の99%超を監査業務を中心とした保証業務が占めています。一方、当法人が所属する明誠グループにある明誠税理士法人及び株式会社明誠リサーチは、会計業務、税務申告業務、データ監査ツール「ActiveData」の販売及びサポート、その他のコンサルティング業務を行っています。当法人及び明誠グループのメンバーが非保証業務を提供するにあたっては、保証業務の独立性の確保のために、事前に当法人の監査及びその他の保証業務と利害関係がないことを確認して受嘱しています。



専門的サービスを提供している当法人にとって、高品質なサービスを生み出す源泉である人材はもっとも重要な経営資源です。当法人は、「誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育む」ことを経営理念に掲げ、品質を重視した公正な人事評価を心がけ、モチベーションを高めるための目標管理制度を整え、充実した研修教育体制を組み、積極的な採用活動を行い、手厚い福利厚生による定着率の向上を図り、人材の確保と育成に力を入れています。

品質を重視した公正な人事考課制度

人事考課制度は、大きく賞与査定と昇給・昇格査定の2つに分けられます。賞与査定は夏季と冬季にそれまでの半年間の業務について、昇給・昇格査定はそれまでの1年間の業務について、執務態度やパフォーマンスを評価して決定します。評価項目は多岐にわたりますが、業務品質の高さ、専門的知識とスキルの発揮が重要な要素となっています。上長による調書レビュー、定期的検証の結果、外部機関による品質レビュー等の結果も査定に反映させることとしています。

モチベーションを高めるための目標管理制度

部門ごとに目標となるスキルを明示し、個々の目標設定や自己評価に利用するほか、人事考課などの業績評価の参考として用いるフレキシブルな目標管理制度を2024年6月より導入しました。スキルは会計や監査などの専門知識に留まらず、DX化が進む昨今必要とされるITスキル、グローバル人材育成に不可欠な英語力、業務に対する誠実性、積極性、協調性、成果の質や効率など多岐に渡ります。また、個々人のスキルに応じた資格を例示し、職員の中長期の目標設定や自己評価を促しています。さらにまた、年度末には全職員が上長と面談を行い、目標の達成度についてお互いに確認を行うとともに業績や能力、適性の評価を行うと同時に、翌期以降の目標を明確にしています。

充実した研修教育体制

当法人の研修制度は、監査の実務を身につけることを目的とした定期研修、会計基準、監査基準の改訂やトピックスに関する週礼式研修、特定のテーマについての長時間の研修と倫理、法令などの研修からなる集中研修、監査チーム単位での研修の4つからなります。監査に関する専門的な研修は、監査に携わる全てのスタッフに対して行われ、100時間を優に超えるものとなっています。職業倫理、ITセキュリティなどについては、経営管理部門のスタッフや同じオフィスに同居するグループ法人の役職員、及び税務科目のレビューのみを行う外部委託者

も対象としています。研修の未受講者に対するフォローも行っています。

積極的な採用活動

監査業界においては公認会計士は大きく不足しており、我々中小監査法人は公認会計士の採用が非常に難しい状況にあります。そのため、職員の育成と定着により、時間をかけて幹部職員を内部から登用することが有効な手段であると考えられるため、公認会計士や試験合格者だけでなく、監査トレーニー（受験生）枠の採用も積極的に行ってています。

定着率の向上と手厚い福利厚生

専門的な能力の高い人材を育成するには定着率を高めることが重要となります。経営戦略の公表により経営参画意識を高め、パーティーの開催やボランティア活動により役職員の連帯感の醸成を図っています。また、育児介護に関する休業、時短、在宅勤務を基準よりも手厚くし、昼食補助、資格取得・学習支援制度、ボランティア活動補助制度など、充実した福利厚生制度を整えています。さらに、耐震性の高さを配慮してオフィスの場所を選定し、オフィスの災害備蓄に加え、役職員の自宅向けの災害備蓄品の配布も行っています。

研修時間 ※一人当たりの時間は、法人の役職員の総人員数で除して求めています。

2024年6月期 4241時間

一人当たり 131時間

2025年6月期 4394時間

一人当たり 123.8時間

有資格者

2025年6月末現在

社員公認会計士	6名
公認会計士	2名
米国公認会計士	1名
米国公認会計士（Inactive）	1名
英国勅許会計士	1名
CFE（公認不正検査士）	3名
税理士	3名
社会保険労務士	1名
CISA（公認情報システム監査人）	1名
CISA 試験合格者	2名
米国公認会計士試験合格者	1名





IT 技術の進展により、企業の業務処理から財務報告に至るまでのプロセスは、基本的にすべて情報処理システムに大きく依存する状況にあります。膨大なデータを活用することが当たり前となった現代社会において、監査人も企業の多様なデータにアクセスし、より深度ある監査を実施することが求められる時代になっています。今最も重要なことは、こうした技術革新や社会の変化に適応し、監査業務の在り方そのものを進化させていくことだと認識しています。

当法人では、IT 技術を積極的に活用することで、業務の効率化と監査品質の向上を同時に実現していくことを目指しています。また、IT 技術の活用によって業務負荷を軽減し、監査人が本来果たすべき専門的判断業務に専念できる時間を創出することで、監査業務をより価値あるものに変革していきたいと考えています。

IT への取り組みの状況

Web コミュニケーションツールの利用

当法人では、2020 年 4 月よりリモート監査体制の整備の一環として、Web コミュニケーションツールである Microsoft Teams を導入しました。これにより、Web 会議やチャット機能を活用した法人内外との円滑なコミュニケーションが可能となり、各監査チーム内でのファイル及び情報の一元管理と作業ファイルの共同編集を行うことにより、業務効率化を図っています。現在は、監査スタッフの業務を知識面でサポートするために様式、監査マニュアル及び解説資料をまとめたインターネットの開発にも着手しています。

データ分析の自動化

当法人ではクライアントから受領した電子データの加工の自動化に長年取り組み、2021 年からは当法人が開発した科目調書作成自動化ツールを活用し、入手した財務数値データの取込・加工・抽出・集計・分析資料作成までの一連の業務を自動化しています。データ分析の自動化とビジュアル化により、監査チームはより早期に分析結果の検討やヒアリング、異常データの検証といった本質的な監査業務に着手できるようになり、深度ある監査手続の実施が可能となっています。

なお、当法人は設立時より、CAAT の導入の必要性を強く意識し、データ監査ツールである ActiveData の日本語版制作に携わり、2011 年より当法人の監査実務に用いて来ましたが、科目調書作成自動化ツールの運用開始により、現在では主としてサンプリングツールとしての利用に限定しています。

データのクラウド化

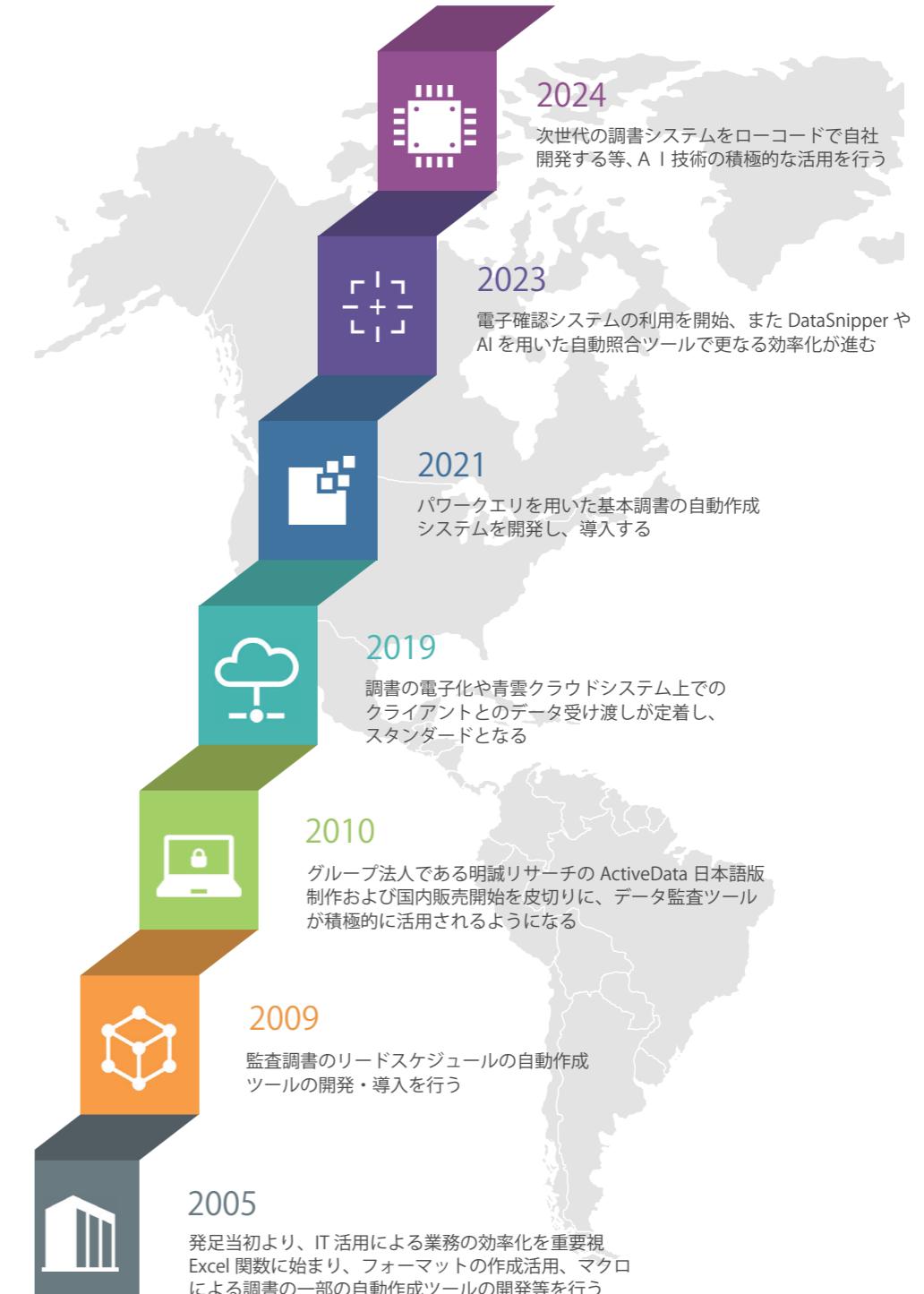
近年のウイルス感染やサイバー攻撃の激化・高度化に対応するため、2020 年 4 月より、社内データの保管及び共有基盤を クラウドサービスへ全面的に移行し、セキュリティレベルの向上を図りました。これにより、時間や場所にとらわれず必要なデータへ安全にアクセスできるようになり、災害時における事業継続体制（BCP）も整いました。また、機密情報を保護するため、業務用 PC 端末からデータを自動的に削除する仕組みや、貸与 PC 以外でのダウンロード及び編集を禁止する独自のシステムを開発して運用しています。これにより、情報漏えいリスクの最小化を図っています。

AI 文書照合ツールの活用

従来、証憑突合や検証作業は手作業による確認に多くの時間を要していましたが、AI 文書照合ツールを導入し、証憑と監査対象データとの自動照合を行うことが可能となりました。また、開示検討業務においても、前期書類との照合、合計チェック、内部整合性チェック及び修正箇所の自動検出機能などを活用し開示情報の正確性と効率的を実現しています。また、照合した証憑のリンク機能により上長による調査レビュー手続の効率化にも貢献しています。

IT 人材の育成

現代の監査においては、IT システム、データ処理及びデータ分析、IT ツールの理解が不可欠であるため、IT に関する研修を実施しています。また、IT 統制の評価については各チームから選抜されたメンバーを集め、研修、資料収集、方針検討、ノウハウの共有などを図っています。



IT投資金額(外部支出のみ)



研究開発時間

※一人当たりの時間は、法人の役職員の
総人員数で除して求めています。

2025 年 6 月期実績

1 人当たり

1249 時間 25 分
34 時間 42 分

財務基盤



監査法人が会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、必要十分な品質管理体制を整え、運用しなければなりません。また、経済社会の発展、IT技術の進歩、会計基準や監査基準の変更に合わせた継続的な研究開発が求められます。さらに質の高い人材を確保し、育成していくためには、充実した研修制度や役職員への十分な分配が必要です。これらを金銭的に支えるための財務基盤の充実は、監査法人にとっても重要なテーマです。

経営成績の分析

当法人の収益は、上場会社の監査業務による収益が大半であり、その他はHLBIのメンバーフームから紹介された外資系の子会社等の監査関連業務収入で占められています。一方支出に関しては、従来は、監査に直接従事する人員の人事費支出が費用の過半を占め、その他の費用では事務所の賃料及び維持費が大きいものでしたが、近年ではIT関連支出や品質管理のコストが大幅に増加しています。

IT関連支出のうち、IT基盤の整備・維持コストに関しては、ペーパーレス化、データ蓄積量、活用量、通信量の増加により増加傾向にあります。また、時代の流れに合わせて監査業務を高度化するため、AIを含めた最新のIT関連ツールの導入やローコードツールを用いた監査業務の自動化などの投資で支出が増加しています。

品質管理コストについては、監査品質への要求水準の高まりとともに年々増加の一途を辿っていましたが、当法人に2024年7月1日適用された品質管理基準の大幅改定により、品質管理のコストの負担は大きく跳ね上がる結果となりました。

報酬依存度

特定のクライアントグループから得る監査報酬の比率が監査法人の総収入の一定割合を超えると、その監査報酬を失うことを恐れ、監査意見の表明に影響を与えるリスクがあると考えられています。当法人は基準に要求する報酬依存度15%以下を遵守しているのはもちろん、今後は規模を拡大することにより、さらに低い水準にしていきたいと考えております。

現在のところ当法人の財務基盤に問題がある状況ではありませんが、品質管理体制の整備を個人の能力に依存している面があり、将来的にはこうしたIT関連支出や品質管理のコストを賄い、さらに役職員への十分なリターンを確保するため、売上規模を拡大するべきであると考えています。

一方、急激な規模の拡大は、業務品質の低下を招きかねないため、人員の増強・育成とクライアントの獲得のバランスを取りながら拡大を図ることが肝要であると考えています。



企業グループ別 報酬依存度上位8社



国際対応基盤

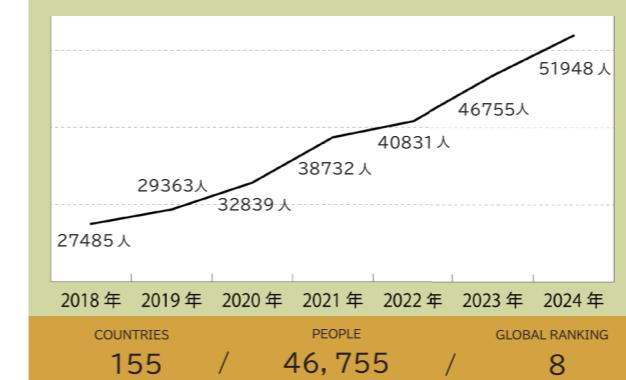


当法人は、設立早々に国際ネットワークへの加盟を目標と定め、品質管理体制を整備し、申し入れ、加入審査を経て、設立から5年後となる2010年2月にはHLB International (HLBI)へ加盟しました。

HLB International の概要

HLBIは1969年に設立され、150を超える国々で1000以上の事務所を有し、4万5千人を超える専門スタッフを擁する会計事務所のネットワークです。メンバー フームはそれぞれの地域に根差し、現地のビジネス、法律、慣習などに精通し、幅広い人脈を築いていると同時に、ネットワークに所属する世界中の専門家と密接なつながりを持ち、クライアントの多様なニーズに応えています。HLBIはそれらを集約し、全世界で一貫した高品質のサービスを提供するために、グローバルな連携体制を整え、国際会議、WEB研修、マニュアルやツールの共有を行っています。HLBIに加入することで、グローバルな監査にも対応できるようになり、グローバルな品質により幅広いサービスを提供できるようになりました。

HLBI 人員推移



最新の技術や情報の入手

様々なグローバル基準や規制は、海外の動向を踏まえて導入が検討される傾向にあります。先行する海外の情報をいち早く取り込むことができる環境を整えることは、

法人の品質管理の向上に不可欠です。当法人は、本部からの通知、インターネットによる情報提供、国際カンファレンスでの各種報告や研修会により、海外の動向、最新の基準、マニュアル、ノウハウ、ITツールなどの情報を取得しています。グローバルな監査については、実際にHLBIから提供されているマニュアル、指示書のひな形などを利用して監査を実施しています。また、日本におけるIFRS（国際財務報告基準）採用企業の監査においては、基準のみでは判断できない会計実務について、メンバー フームへ問い合わせを行うなどの協力関係を築いています。

グローバル監査体制

グローバルネットワークに加盟する利点として、国際的な業務については相互に現地のメンバー フームに依頼できることが挙げられます。実際に当法人のクライアントの海外子会社等の監査については、他国のHLBIのメンバー フームに依頼し、それとは逆に海外のメンバー フームから依頼を受け多数の監査を実施しています。

ピアレビュー

HLBIは国際会計士連盟(IFAC)により設置されたForum of Firmsの一員として、財務報告と監査実務の面で、一貫して高い品質保持の実現に貢献しています。メンバー フームは、加入時の審査、および3年ごとのピアレビュー(HLBメンバー フーム同士の品質レビュー)を通じて、監査業務及び品質管理体制を確認しており、所在する国やその規制機関が異なっていても、一定水準以上の品質が確保される体制となっています。当法人は定期的にピアレビューを受け、その基準をクリアしています。



会計分野の専門家として、会計、監査、コンサルティング業務を通じて社会の発展に寄与することが私たちの使命です。その使命を果たすためには、業務を遂行する役職員が十分に力を発揮できるようにしなければならず、クライアントやベンダーとも有効な関係を築くことが事業の長期的な発展には必要なことだと思います。地球温暖化による酷暑や災害などは、役職員やその親族、クライアントや取引先の業務などへも大きな影響を与えています。また、社会格差、貧困、犯罪の増加、地域紛争といった社会課題は、社会の一員として無視すべきものではないと思います。

役職員のウェルビーイング

働きやすい環境を整えることは、職場の魅力を高め、採用時に人材の確保につながるとともに、育成した人材の流出を防ぐことにより業務品質の向上につながります。働きやすい環境として、ITツールの開発により業務を効率化し、労働時間を短縮しました。また、構成員の育児や介護などの家庭事情へ配慮した休暇、時短、在宅勤務などの制度の拡充を図ってきています。さらに、労働意欲を喚起するために、戦略目標の公表、チームミーティングなどによるチーム目標の明示と業務の見える化を進めてきました。そして、研修制度の充実、自己学習支援制度及び自己目標の設定と面談による成長の促進など、構成員の業務能力の成長を支援しています。

地球環境保護の取り組み

当法人は、2021年4月より監査調書の電子化を行っています。クライアントからもクラウドサービスを通じて資料を電子的に提供してもらうようにしています。また、2024年9月から証書由来グリーン電力を導入することでCO₂排出量削減に貢献しています。

従業員のボランティア活動を支援するために、職務時間外に行った活動に対する活動費の支援制度を定めています。また、業務時間内の活動として、河川敷や海岸のごみ拾い、森林の下草狩り、地域パトロールなどを実行していました。法人の構成員がこうした活動を実際に行うことは、構成員の連帯感により組織力を向上させるとともに、自主性や積極性などの人格的成长、環境意識や社会問題への認識の向上につながる考えています。

スタッフ総合計活動実績時間



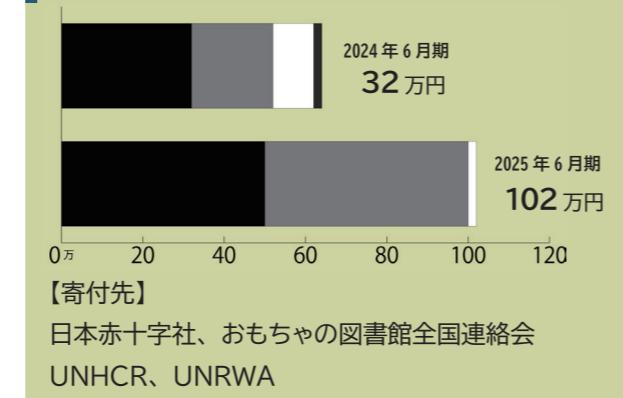
ジェンダー平等への取り組み

日本は先進国の中でも女性の地位がかなり低い国となっています。会計監査の業界においても、女性会計士は非常に少ないので現状です。会計監査は、公正性を大切にしている業界です。女性であることが不利である状況は当然変えていかなければなりません。残念ながら、当法人は会計士における女性比率が少ないために女性会計士が採用できて来ず、女性パートナーがおりません。女性会計士の増加の妨げとなっている現在の試験制度やマネジャー以上の会計士の過重労働など、会計士業界全体として取り組むべき課題があると考えています。当法人は採用、査定、昇格・昇給、業務分担における性差の取り扱いを一切排除し、出産や育児、介護などのライフサイクルに配慮し、時短制度や休暇制度の整備を進め、女性会計士の積極的採用を進めています。

公益団体への寄付等

様々な社会課題があり、それらの課題に対して法人として直接的に取り組むことは困難ですが、社会課題を解決するために活動している組織に対して、金銭的に支援することは可能です。当法人は、売上高の0.2%超を毎期寄付することとしています。また、印刷物を福祉作業所へ発注するなど、購入先の選定においては、サステナビリティに配慮しています。

寄付金額実績



事務所概要

概要（2025年6月現在）

名称	HLB Meisei 有限責任監査法人		
設立	2005年5月		
統括代表社員	武田 剛		
出資金	26,400,000円		
所在地	東京都台東区元浅草3丁目7番1号 住友不動産上野御徒町ビル9階		
連絡先	03-6897-8791		
URL	https://www.hlbmeisei.jp		
人員数	社員	職員	合計

公認会計士	6名	2名	8名
試験合格者	—	—	—
監査補助職員	—	25名	25名
その他	—	3名	3名
合計	6名	30名	36名

外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況

提携先外国会計事務所等
HLB International
(提携：2010年2月25日)

約155カ国の会計事務所が加盟する世界第8位の国際ネットワークです。メンバーファームは国際監査マニュアルと国際品質管理手続の適用が義務付けられ、定期的に品質保証レビューを受けることとなっています。

沿革

2023.4 事務所を台東区元浅草へ移転
2019.10 HLB Meisei 有限責任監査法人へ名称変更
2010.2 HLB International に加盟
2005.5 明誠監査法人設立

明誠グループ

明誠グループは、当法人、株式会社明誠リサーチ、明誠税理士法人及び明誠労務管理事務所の4つから構成されています。クライアントのニーズに正面から向き合い、ひとつひとつの業務に丁寧にそして誠実に取り組み、専門知識、技術及び経験を生かした質の高いサービスの提供を心掛けてきました。HLBIネットワークには HLB Meisei 有限責任監査法人のみが加盟しており、いずれの法人も独立した事業展開を行っています。一方で、利益相反や独立性の確保に留意し、グループ間で連携したハイクオリティなサービスの提供を強みとしています。こうしたサービス品質の維持・向上の基礎として、自己研鑽できる環境を整え研修教育体制の充実を図るとともに、それを高品質のサービスへと繋げるためにチームワークを大切にする社風と組織体制を育んできました。職業専門家としての自らの使命を自覚して、職業倫理を守り企業社会の公正な競争と健全な発展に寄与していきたいと考えています。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

金融庁より改訂版「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が2023年3月24日に公表されました。

上場会社等を監査している HLB Meisei 有限責任監査法人では、公認会計士法施行規則第96条に基づき、当該監査法人のガバナンス・コードに対応した業務を実施するための体制整備が求められており、適切かつ効果的な取組みを目指し様々な施策に取り組んでおります。各原則に沿った対応状況を以下にまとめました。

原則1

監査法人が果たすべき役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

当法人は、財務情報の信頼性を確保し資本市場の発展に貢献するという社会的使命を果たすため、誠実に職務に向き合い、真実を明らかにすることが大切だと考えています。当法人の名称にあるMeisei（＝明誠）は、この「誠実」と「真実を明らかにする」という精神を表しています。

指針	対応状況
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、明誠グループの一員として「明誠グループは、誠実でかつ高度な専門技能を有する人材を育み、チームワークにより高品質なサービスを生み出し、公正かつ健全な国際社会の発展に寄与する事を目的とする」という経営理念を掲げています。 当法人の統括代表社員は、「誠実に職務に向き合い、真実を明らかにする」精神及び経営方針を繰り返し発信し、率先して姿勢を示すように努めています。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は次の行動指針を掲げています。 <ul style="list-style-type: none">・私たちは信頼を得るために、与えられた業務に誠実に向き合います。・私たちは高品質の業務を遂行するために、専門知識と技術の向上に努めます。・私たちは公正不偏の態度を貫くために、誘惑や圧力に屈しない人格の形成に努めます。・私たちはより良い成果を出すために、チームワークを大切にします。・私たちは先人の知恵に学び、自ら創意工夫、日々努力して、ベストを尽くします。
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せんよう、適切な動機付けを行うべきである。	当法人は、監査業務が遂行しやすくなるように業務遂行のためのルール、監査調書様式、研修制度など、必要と考えられる様々な制度を整備・改善し続けています。また、役職員が中長期の目標と短期目標を自ら定めて、目標達成のための手段について面談などを通じて上長がサポートする目標管理制度により、構成員が自ら成長するように促しています。さらに、それを支援するための資格取得・自己学習支援制度も充実させています。目標達

指針	対応状況
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	監査チームは、計画策定から意見形成までの監査の全過程においてチーム内のコミュニケーションを行うように努めています。また、監査上の論点などについては、チーム内でオープンに議論するとともに、幹部職員やパートナー間で日常的に議論しています。さらに、「正しい判断が最優先される」という共通認識のもと、役職に関係なく意見を出しあえる組織風土を醸成するように努めています。
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方だけでなく、利益相反や独立性の懸念に對し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は、監査の専門家としての専門性や監査業務から得た知見を活かして、監査及びその他の保証業務以外の専門サービスを提供していますが、その比率は現時点ではほんのわずかにすぎず、今後も1割以下にとどめる方針です。明誠グループ全体としては、経営の安定を図るため、監査業務を5割、税務、経理財務のアウトソーシング及びコンサルティングを合わせて5割の比率を目指しています。 非保証業務を受嘱するに当たっては、非保証業務を受嘱しようとするものが独立性を検討した上で、対象会社、業務内容などを記載した稟議書類を起案し、統括代表社員の承認を得ることとしています。 当法人では、監査チームの構成員を税務専門家を除き、原則として全員を常勤としています。常勤の役職員の兼業・副業については、当法人の業務に支障のない範囲で、競業とはならず、かつ、利益相反や独立性を侵害することのない場合に限り認めることとしています。
1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当法人は、アドバイザリーと会計に関する国際的なネットワークであるHLB International(HLBI)のメンバーファームに加盟しています。 HLBIは独立した会計事務所のネットワークであり、メンバーファームは本部から独立して経営意思決定を行い、経営の独立性は保たれています。 HLBIはメンバーファームに対してHLBI独自の国際監査マニュアルと国際品質管理手順を提供しています。当法人は、HLBIの提供するツールなどを参考とともに、日本公認会計士協会の提供するツールを利用し、また独自のツールを開発するなど、品質管理の持続的な向上に取り組んでいます。 また、当法人は明誠グループの中核的な存在です。明誠グループは、会計、監査、税務分野のプロフェッショナル集団としてサービスを提供しています。法人間では、研修を共同で実施し、人事交流を行うなど、専門知識やノウハウの相互に生かす体制を築いています。

原則2

組織体制

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

当法人は、職員数も50名に満たないほど規模が小さく、社員も6人しかおりません。そのため、原則として月1回開催される社員会が経営意思決定機関となっています（人員数は2025年6月末現在）。

指針	対応状況
2-1 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<p>当法人は、監査部（第1部、第2部）、品質管理部、経営管理部、情報技術部に適切に権限と責任を配分し、業務執行を行っています。統括代表社員は、経営戦略を立案し、社員会の承認を経て業務執行を行うとともに、戦略推進室を置いて重点戦略を推進しています。また、各部門長と補佐から構成されるリーダー会において部門間の連絡と調整を行っています。さらに、各種規程や細則を整備し、重要な事項については、ワークフローにより、承認や報告が行われる仕組みとなっています。</p>
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応えるため、品質管理体制を整備しています。品質管理規程をはじめ、各種の規程、細則、マニュアル等を定め、各種の監査調書様式を整え、基準の変更や内外からの指摘事項に対応して、常に見直しを図っています。ワークフローを整備して組織的な意思決定を行う仕組みを整えており、規程、組織変更などの重要な意思決定は社員会で行うこととなっています。	<p>当法人の監査業務において、監査リスクを許容可能な水準以下に抑えるために、監査契約の新規の受嘱、監査契約の更新及び辞任について、検討、文書化、承認のルールを定めています。また、適正な意見表明がなされるために、①監査調書様式を定め、②チーム内討議のルール、③審査体制を整えています。具体的には、①監査調書様式については、監査基準報告書300実務ガイド第1号「監査ツール（実務ガイド）」を利用するほか、法人独自の様式を追加で定め、ITを利用した調書ひな形なども整備しています。②監査チームは、監査業務開始前にチーム内討議を行って監査計画を共有し、重点事項や重要な監査アプローチについて共通認識を図っています。監査の意見表明前においては、チーム内討議を行い検出事項や気づき事項を共有し、不正の端緒の有無や監査の十分性を確認しています。③当初監査計画及び重要な修正監査計画については計画審査を行い、レビュー意見や監査意見を表明する場合には必ず事前に審査を行うことを義務付けています。また、重要な事項については適宜、審査を行うこととしています。監査チームと審査担当者との見解の相違があった場合には、社員会において協議することとしています。さらに、品質管理部を設置し、組織の業務遂行の適正性について日常的な監視を行うとともに、毎期複数の監査業務について定期的検証を実施しています。その他に、随時監査業務に関する特</p>

指針	対応状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む検討・整備）
2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人は、監査実務に精通したものを社員に登用していますが、その中でも経営業務執行の能力をもつ者を統括代表社員としています。統括代表社員は、監査業務に造詣が深く、経営管理、データ分析及びITに精通しており、長年当法人の経営業務執行を行っています。他の社員は、監査業務、審査業務、品質管理業務を担うとともに、統括代表社員の業務執行を社員会などを通じて監督しています。

原則3

組織体制

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当法人は、経営機能の実効性を監督・評価するための機関として評議員会を置いています。

指針		対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また規模・特性等を踏まえて監督評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	評議員会は、外部の有識者1名と統括代表社員から構成され、経営組織体制、経営戦略、重要な業務執行、監査の品質管理体制、組織的な運営の実効性、人材育成、人事管理・評価及び報酬、内部及び外部からの通報に関する方針・手続及び通報に対する対処状況、被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換の実施状況といった事項を協議することとしています。当法人の規模は小さいため、外部の有識者は1名でも十分だと考えています。統括代表社員をメンバーに加えることにより、経営の状況、法人の制度、品質管理の整備運用状況などに対して、適切に回答することができ、関連資料も適時に共有できるため、外部の有識者による監督・評価の実効性を確保することができると考えています。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	評議員会で討議した内容については、統括代表社員が社員会で報告し、外部の評議員の意見を検討し、経営に生かすように努めることにしています。外部の評議員は、当法人、明誠グループ、HLBIの本部及びネットワークとは公認会計士法の定めに準じた利害関係がなく、かつ、当監査法人のクライアント及びその役職員と同様の関係がない者を選任することとしています。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	評議員会の役割は、3-1記載の通りとなっています。評議員会は、外部の有識者1名と統括代表社員から構成されているため、評議員会の役割がその構成員の役割と同一のものとなっています。

指針	対応状況
3-4	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

原則4

業務運営

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

当法人は、2005年5月に設立し、2010年ごろには専門スタッフを原則として常勤とする体制としています。また、経営環境及び規模に応じた組織体制を整備し、環境の変化に応じて見直してきました。

指針		対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、小規模であるため、契約及び計画段階から意見形成段階まで、監査責任者がみずから監査チームを率いて監査業務を行っています。そのため、チームメンバーの監督とチームミーティングを通じて、現場からの必要な情報を適時に把握でき、課題があれば社員同士で適時に討議するとともに、部門横断の連絡会であるリーダー会での情報共有、経営意思決定機関である社員会で討議を行う体制となっております。役職員全員に共有すべき情報については、グループウェア、週礼、チームミーティング、研修などを通じて、監査現場に浸透させる体制を整えており、会計監査の品質の向上にむけた意見交換や議論を積極的に行ってています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、	当法人は、人材育成のために充実した研修制度を設け、役職員に必要な専門知識及びスキルを身に着ける機会を提供するとともに、役職員が自ら中長期の目標を立てる目標管理制度をモチベーションの向上のために整えています。また、目標管理制度の一環として実施される自己評価と上長による面談を経て、専門知識、スキル、執務態度、業務品質、パフォーマンスに基づいた人事考課を実施しています。監査業務における職業的懐疑心の発揮の結

原則5

透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当法人は、ホームページ、登録上場会社等監査人情報及び監査品質のマネジメントに関する年次報告書により、十分な情報開示を行っています。また、当法人の取り組みについて評議員会において外部の有識者と討議をするなど、経営改善に向けた外部の評価を取り入れています。

指針	対応状況
法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	果が監査手続等における業務品質やパフォーマンスに現れることを踏まえて評価を行い、報酬テーブルに当てはめて報酬金額を決定しています。
4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	<ul style="list-style-type: none">・ 監査業務は監査第1部と監査第2部によって実施され、各部ではリスクに応じてクライアントごとの監査チームが組成されています。当法人は若手のスタッフが比較的多いため、豊富な知見や経験を持つ社員が自ら多くの時間を費やして、監査チームを率いて業務にあたっています。・ 当法人は人員数が少なく一人ひとりが貴重な戦力であり、構成員を派遣できる人員的余裕はないことから、非監査業務や事業会社等への出向などは行っていません。・ 法人の構成員には幅広く資格取得を奨励しており、所有資格等を活かした職務分担を行っています。また、中途採用者等の経験については、その知見を活かすように配慮しています。・ 当法人の勤務時間は 7 時間であり、残業時間も 1 人当たり月平均 5 時間以下の目標を掲げ、ワークライフバランスを心がけています。実際にこの数年間は、この目標を達成しています。自主的に学習することを奨励しており、自己学習や資格取得については費用の 50%を補助し、合格祝い金を支給するとともに、指定した資格の取得に対しては、補助額の増額、試験休暇、資格維持コストの全額負担、義務化された継続研修時間の業務時間内での受講などの制度を整えています。また、自己学習及び自己研鑽は、目標管理制度や人事考課とリンクして、モチベーションを高める仕組みを作っています。
4-4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査業務については、経営者や監査役等とコミュニケーションを行うことを義務付けています。特に上場会社等のクライアントについては、年 4 回以上実施することとなっています。また、監査責任者が監査チームを自ら率いて、監査チームメンバーを監督し、自らも重要事項について手続を実施していることから、クライアントと率直かつ深度ある意見交換を行っています。
4-5 監査法人は内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人では、コンプライアンス・ホットラインを設け、方針や手続をホームページ上で公表しています。公表している文章内で調査情報の内容や提供者についての秘密厳守を明文化しており、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがない体制を整備しています。

指針	対応状況
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	監査のガバナンス・コードの適用状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書として、監査品質のマネジメントに関する年次報告書で説明しています。
5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator) 又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報・ 監査法人における品質管理システムの状況・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。) の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応・ 監査に関する業務の効率化及び企	当法人は、監査品質のマネジメントに関する年次報告書において、以下の各項目を説明しています。同報告書の該当ページを以下に記載します。 <ul style="list-style-type: none">・ 総括代表社員からのメッセージ 5 ページ・ 品質管理の「品質管理体制」 6 ページ・ 組織・ガバナンスの「組織・ガバナンスに対する基本的な方針」 10 ページ・ 「非監査業務の提供方針」 12 ページ・ 人材の「品質を重視した公正な人事考課制度」「充実した研修教育体制」 14 ページ・ 「積極的な採用活動」 15 ページ・ IT の「IT への取り組みの状況」 18 ~ 19 ページ・ 財務の「倫理規則に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状」 21 ページ・ 国際対応 22 ~ 23 ページ

指針	対応状況	指針	対応状況
<p>業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 		<p>加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>株主、その他の資本市場参加者等から質問や意見などを頂いた場合には、真摯に回答し、誠意をもって討議していきたいと考えています。</p> <p>また、被監査会社に対して、監査契約の更新、ヒアリングやコミュニケーションを行う際に、当法人の会計監査の品質の向上に向けた取組みについての説明を行うこととしています。</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>当法人は HLB International(HLB) のメンバーフームに加盟しています。HLB は独立した事務所のゆるやかなネットワークであるため、ガバナンス体制や組織運営において独立性が保たれており、HLB 本部及び他のメンバーフームからの干渉等はありません。メンバーフーム相互の業務の紹介は活発に行われていますが、受嘱の判断はそれぞれのメンバーフームに委ねられています。</p> <p>HLB との契約には、①ブランド価値を高めるために協力すること、②品質を維持向上させ、顧客の信頼を得ること、③ピアレビューの実施に協力し、指摘事項に対して適切な措置を講じること、④定められたルールに基づいてメンバーシップ料を支払うことなどが定められています。</p> <p>また当法人は、明誠グループの一員でもあります。明誠グループは、会計、監査、税務の領域において専門的サービスを提供しています。グループに所属する法人は同じ場所で執務を行い、研修を共同で実施し、人事交流を行うなど、専門知識やノウハウを相互に生かす体制を築いています。</p> <p>監査クライアントに関する機密情報は、監査チーム及び監査品質の管理等に関連する役職員のみアクセスできるように措置を講じております。また、独立性の確認については、明誠グループのすべての役職員に対して行っております。さらに、非保証業務の受嘱に当たっては、明誠グループのすべての法人において、当法人の保証業務に対して独立性の懸念が生じる可能性がないか確認する体制を整備しています。</p>	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p> <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p> <p>本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性については、毎期品質管理部がモニタリング及び定期的検証を実施し、検出事項に関する監査チームとの協議、評価検討を経て、社員会に報告を行っています。評価結果に基づき、統括代表社員の指揮の下で改善活動を実施しています。評価結果については透明性報告書に記載を行っています。</p> <p>クライアントの経営者や監査役等とコミュニケーションから得た有益な情報は、組織的な運営の改善に向け活用することにしていますが、資本市場の参加者等とのその他の意見交換の機会については、現在のところ特定の手段を確保していません。この点については、機会が得られれば、積極的に意見交換を図っていこうと考えています。</p>
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて被監査会社、株主、その他の資本市場の参	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」をホームページに掲載し、当法人の品質管理に関する取り組み方針、品質管理体制、品質向上への取り組み状況を開示しています。被監査会社、	